

参考資料 1

科学技術・学術審議会 情報委員会
情報科学技術分野における戦略的重要研究
開発領域に関する検討会（第1回）
令和6年4月24日

科学技術・学術審議会の概要

1. 主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣の諮問に応じて、科学技術の総合的振興に関する重要事項及び学術の振興に関する重要事項を調査審議し、又は文部科学大臣に意見を述べること。
- (2) 以下の事項に係る調査審議等
 1. 海洋開発に係る総合的・基本的事項
 2. 測地学及び政府機関の測地事業計画に係る事項
 3. 技術士法及び国際卓越研究大学法の規定に基づく事項

2. 構成等（科学技術・学術審議会令）

- (1) 委員 30 人以内、任期 2 年（再任可）。
- (2) 委員は、文部科学大臣が任命する。分科会に属すべき委員は、文部科学大臣が指名する。
- (3) 会長は、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する。会長に事故があるときは、委員（外国人である委員を除く。）のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 次の分科会を設置する。

名称	所掌事務の概要
研究計画・評価分科会	1. 科学技術に関する研究開発計画の作成及び推進に関する重要事項 2. 科学技術に関する研究開発の評価に係る基本的な政策の企画・立案・推進に関する重要事項 3. 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項
資源調査分科会	資源の総合的利用に関する重要事項
学術分科会	学術の振興に関する重要事項
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項
測地学分科会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項
技術士分科会	1. 技術士制度に関する重要事項 2. 技術士法の規定により審議会の権限に属させられた事項

- (5) 臨時委員及び専門委員を置く。

- (6) 審議会及び分科会には、必要に応じて部会を設置。
 科学技術・学術審議会に置く部会及び委員会について

令和5年3月23日
 科学技術・学術審議会決定

1. 科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）第6条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の部会を置く。

	調査審議事項
基礎研究振興部会	基礎研究に関する重要事項について審議を行う。
研究開発基盤部会	科学技術を支える先端的な研究施設・設備等の研究基盤の整備・高度化・利用や複数領域に横断的に活用可能な科学技術に関する重要事項について審議を行う。
産業連携・地域振興部会	研究開発成果の普及・活用の促進をはじめとする産学官連携の推進や地域が行う科学技術の振興に関する重要事項について審議を行う。
生命倫理・安全部会	ライフサイエンスにおける生命倫理及び安全の確保に関する重要事項について審議を行う。

2. 科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日 科学技術・学術審議会決定）第6条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の委員会を置く。

名称	調査事項
国際戦略委員会	科学技術イノベーションの創出及び国際展開を図るため、科学技術・学術分野の活動の国際戦略に関する重要事項について調査検討を行う。
情報委員会	科学技術及び学術の振興を図るため、情報科学技術や研究DX・オープンサイエンスの推進のために必要な方策等について、幅広い観点から調査検討を行う。
人材委員会	科学技術及び学術の振興を図るために必要な人材に関して、幅広い観点から調査検討を行う。
大学研究力強化委員会	大学等の研究力強化を図るため、国際卓越研究大学制度や地域中核・特色ある研究大学の振興など、多様な研究大学群の形成に関して、幅広い観点から調査検討を行う。

※分科会については、科学技術・学術審議会令の規定により設置されている